

亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

亀山市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 費用の負担及び手数料（第3条・第4条）

第3章 開示、訂正及び利用停止の決定等の期限に関する特例（第5条—第7条）

第4章 亀山市個人情報保護審査会（第8条—第14条）

第5章 雑則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行並びに亀山市個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第2章 費用の負担及び手数料

（費用の負担）

第3条 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用（送料を含む。）を負担しなければならない。

（手数料）

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

第3章 開示、訂正及び利用停止の決定等の期限に関する特例

(開示決定等の期限に関する特例)

第5条 法第83条第1項の規定にかかわらず、市の機関（亀山市議会を除く。以下同じ。）が開示決定等をする場合は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 市の機関は、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限に関する特例)

第6条 法第94条第1項の規定にかかわらず、市の機関が訂正決定等をする場合は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第7条 法第102条第1項の規定にかかわらず、市の機関が利用停止決定等をする場

合は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第4章 亀山市個人情報保護審査会 (設置)

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、亀山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第9条 審査会は、委員5人をもって組織する。

- 2 審査会は、諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

(委員)

第10条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第11条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条 審査会は、第12条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要が

ないと認めるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(実施状況の公表)

第15条 市の機関は、毎年度1回、規則で定める事項について公表しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(亀山市個人情報保護条例の廃止)

2 亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

3 亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(秘密保持義務) 第6条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、 <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u> の規定を遵守し、その保有する個人情報が適切に管理されるように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その管理に関し知り得た情報	(秘密保持義務) 第6条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、 <u>亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）</u> の規定を遵守し、その保有する個人情報が適切に管理されるように必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その管理に関し知り得た情

<p>を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>
---	--

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）より前に旧条例第14条又は第15条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正等及び旧条例第23条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する審査請求については、なお従前の例による。
- 5 施行日に現に旧条例第24条第1項の規定により市に置かれた同条に規定する亀山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第10条第1項の規定により、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、旧審査会の委員の残任期間とする。
- 6 旧条例第24条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。